

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当たるときは、
翌日が休日は、
当たる翌日)

目 次

◇告 示 健康保険法による保険医療機関等の指定

霜雪害対策事業補助金交付要綱等の廃止

入会林野整備計画の認可

土地改良事業計画の適否の決定

土地改良事業計画等の適否の決定

解除予定の保安林にする旨の通知

告 示

鳥取県告示第百六号

健康保険法(大正十一年法律第七十号)第四十三条ノ三第一項の規定により、次のように保険医療機関及び保険薬局の指定をしたので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令(昭和三十二年政令第八十七号)第二条の規定により告示する。

昭和四十五年二月十七日

鳥取県知事 石 破 二 朗

五 てん菜生産振興対策事業補助金交付要綱(昭和三十七年十一月鳥取県告示第六百六号)

一 霜雪害対策事業補助金交付要綱(昭和三十三年八月鳥取県告示第三百五十二号)

二 果樹及びなたねにかかる霜雪害対策事業補助金交付要綱(昭和三十三年十二月鳥取県告示第六百六十二号)

三 麦作対策に係る麦及び転換作物生産改善対策事業補助金交付要綱(昭和三十六年十一月鳥取県告示第六百六十一号)

四 なたね生産改善施設設置事業補助金交付要綱(昭和三十七年三月鳥取県告示第三百三十二号)

五 てん菜生産振興対策事業補助金交付要綱(昭和三十七年十一月鳥取県告示第六百六号)

名 称	所 在 地	診療科名	開設者名	指定期月日	採用点表
山 本 医 院	西伯郡名和町大字御来屋七四四	内科、小兒科、放射線科	山本博美	昭和四十五年二月一日	乙表点数表
民本歯科医院	米子市夜見町一四〇六の三	歯科	民本群二	"	
財団法人恵仁会薬局	西町三六の一		財団法人恵仁会	"	
田辺外科医院	"		田辺熙直	"	
	道笑町四丁目九五	外科、脳神経		二日	乙表点数表
		胃腸科			

鳥取県告示第百七号

次に掲げる告示は、昭和四十五年二月十七日限り廃止する。

昭和四十五年二月十七日

鳥取県知事 石 破 二 朗

五 てん菜生産振興対策事業補助金交付要綱(昭和三十七年十一月鳥取県告示第六百六号)

二 果樹及びなたねにかかる霜雪害対策事業補助金交付要綱(昭和三十三年十二月鳥取県告示第六百六十二号)

三 麦作対策に係る麦及び転換作物生産改善対策事業補助金交付要綱(昭和三十六年十一月鳥取県告示第六百六十一号)

四 なたね生産改善施設設置事業補助金交付要綱(昭和三十七年三月鳥取県告示第三百三十二号)

五 てん菜生産振興対策事業補助金交付要綱(昭和三十七年十一月鳥取県告示第六百六号)

鳥取県告示第百八号

西伯郡西伯町入藏入会林野整備組合組長西伯町大字下中谷一三九六番地二大前論から申請のあつた入藏入会林野整備計画については、入会林野等に係る権利関係の近代化の助長に關する法律（昭和四十一年法律第二百二十六号）第十一條第一項の規定により、昭和四十五年二月十六日認可したので、同法同條第三項の規定により告示する。

昭和四十五年二月十七日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県告示第百九号

昭和四十四年八月八日付けで天神野土地改良区から申請のあつた新たに行なおうとする土地改良（志津地区かんがい排水）事業については、審査の結果その計画を適當と認めたので、土地改良法（昭和二十四年法律第二百九十五号）第四十八条第六項において準用する同法第八条第五項の規定により、次のとおり告示する。

昭和四十五年二月十七日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 縦覧に供する書類の名称

土地改良事業計画書及び定款の写し

- 二、縦覧に供する期間
- 昭和四十五年二月十八日から二十日間
- 縦覧に供する場所

倉吉市上古川 天神野土地改良区事務所

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第百十号

昭和四十四年八月五日付けで倉吉市沢谷二百四十二番地野島忠利ほか十七人の者から申請のあつた共同して行なおうとする土地改良事業計画及び規約について、土地改良法（昭和二十四年法律第二百九十五号）第九十五条第三項において準用する同法第八条第一項の規定に基づき審査した結果、これを適當と認めたので、同法第九十五条第三項において準用する同法第八条第五項の規定により、次のとおり告示する。

昭和四十五年二月十七日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 縦覧に供する書類の名称

土地改良事業計画書及び規約の写し

二 縦覧に供する期間

昭和四十五年二月十八日から二十日間

三 縦覧に供する場所

倉吉市役所

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第百十一号

次の保安林を解除予定の保安林にする旨の通知を受けたので、森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十条の規定により告示する。

昭和四十五年二月十七日

鳥取県知事 石破二朗

一 解除予定に係る保安林の所在場所

鳥取市浜坂字柳茶屋(国有林。次の図に示す部分に限る。)

二 保安林として指定された目的

飛砂の防備

三 解除の理由

児童福祉施設の敷地とするため及び指定理由の消滅

(「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林部林務課及び鳥取市役所に備え置いて縦覧に供する。)